

業 務 説 明 資 料

1 件 名

戸塚区樹林地安全管理・育成業務委託

2 履行期限

令和10年3月31日まで

3 履行場所(詳細は別紙図面参照)

- (1) ウイトリッヒの森 31,907 m²
- (2) 俣野緑地 1,375 m²
- (3) 深谷市民の森 30,877 m²
- (4) 舞岡緑地 3,722 m²
- (5) 舞岡町緑地 7,025 m²
- (6) 下倉田町緑地 13,703 m²
- (7) 東俣野町緑地 14,800 m²
- (8) 名瀬・上矢部市民の森 111,759 m²

4 業務目的

横浜市では、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、防災・減災、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全に最大限配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めています。

本業務は対象とする樹林地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生や地形の状況、目標植生や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な樹林地の維持管理を行うことを目的とします。

5 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全かつ良好な樹林地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

(1) 予防的な安全管理の実施

- ・横浜市内に残された樹林地の多くが住宅地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。

- ・樹林地としての安全性を確保するため、定期的な点検を樹林地の外周全体と園路際において厳格に行ってください。点検内容は、横浜市が契約後に示す『樹林地点検マニュアル』に従うこととしますが、より隣接住宅や道路の安全が確保されるような点検の実施方法について主体的に検討し、実践してください。（点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、従来の維持管理業務と異なる視点での提案も積極的に行ってください。）
- ・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、隣接住宅や道路等の安全上のリスクを低減するため、腐朽菌の侵入や過度な成長等により倒木等の恐れのある樹木の剪定・伐採（萌芽更新含む）を予防的、計画的かつ適切に行ってください。
- ・本市の樹林地はがけを多く抱えているため、土砂災害を未然に防ぐためにがけ（法面）の調査・点検を詳細に行う必要があります。監督員と協議のうえ、法面調査対象箇所を決定し、法面形状・既存構造物等について調査を実施してください。調査結果をまとめた法面のカルテを作成し、安定性に関する評価を監督員と行ったうえで、その後の防災工事等を含めた現地対応に生かせる資料としてください。
- ・以上のとおり、対象地の課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく危険樹木の予防的管理方法、法面調査結果を反映した維持管理方法について整理した樹林地外周部の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。
- ・法面について、法面調査時や、その後の点検時、災害時等に、樹木や土砂崩れが生じているなどの異変を発見した場合は、監督員に確認のうえ、現地にて応急処置（立入禁止措置の実施、倒木の撤去 等）を実施してください。応急処置後の本格復旧等の対応については、原則として本市が別途行うこととしますが、監督員と本格復旧に向けた状況を適宜共有し、その後の維持管理作業に反映してください。

（２）複数樹林地の包括的な管理

- ・本業務では、複数の樹林地について包括的な維持管理を行います。各樹林地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。
- ・住宅地に隣接した外周部の草刈りや清掃など、同時期（年１回の場合は８月頃、年２回の場合は６月頃と１０月頃を目安とします。）に並行して複数樹林地での作業が求められることから、複数の班を編成して作業を行い、全体を統括して状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。
- ・事故や気象災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数樹林地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の樹林地の被害状況の把握や簡単な応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の樹林地の状況を各班が把握してください。
- ・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、１時間程度を目安に現場に到達し、監督員等に状況を連絡するとともに、対応について協議してください。また、対象地において気象庁の発表する土砂災害警戒情報が出された場合は、監督員

の指示を待たず点検を行ってください。点検のタイミングは、事前に監督員と協議してください。

(3) 複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

- ・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。
- ・各対象地では、安全性の確保のほか樹林地の特性に応じて、景観の形成、快適性の確保、生物多様性の保全等、樹林地の多様な機能が発揮できるような管理を行ってください。
- ・作業前に、『横浜市森づくりガイドライン』等を参考に、各対象地の長期的視点(3年程度)での樹林地育成計画案を作成し、監督員と協議したうえで作業を進めてください。これにあたり、必要な箇所においては動植物調査等を実施して報告書を作成、計画を適宜追加・修正してください。
- ・樹林地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。作業の結果・効果を逐次検証し、必要に応じて当初の作業計画を修正しながら次の管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。
- ・特に一般利用者のいる市民の森は、都市の中にある貴重な緑地を身近に感じられる場所です。その効果を十分に発揮できるような管理を実践してください。
- ・複数年間同一業者が現地に入るメリットを生かして、近隣住民や利用者と積極的にコミュニケーションを取り、主体的に要望のフォロー等を行うことで、樹林地を身近に感じ保全についてのご理解をいただけるような、安全で良好な樹林地管理を行ってください。

6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

(1) ウイトリッヒの森

ア 対象面積 31,907 m²

イ 種類 市民の森(市有地)

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地や利用者への安全管理、生物多様性に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 5500 m²/回 2 回程度/年
- ・低木刈込：約 245 m²/回 1 回程度/年
- ・つる植物除去：約 25 m²/回 2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木を随時、抑制範囲のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時

- ・応急対応：随時
- ・生物調査：植物調査
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する。
- ・その他

オ 配慮事項

- ・雑木林やスギ林等エリアの特徴に合わせた良好な植生を保全すること。
- ・外周道路の見通しや車両通行を阻害しないように留意すること。
- ・竹林が範囲を越えないようにすること。

(2) 俣野緑地

ア 対象面積 1,375 m²

イ 種類 市有緑地（非公開型）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 165 m²／回 2 回程度／年
- ・つる植物除去：約 10 m²／回 2 回程度／年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検（定期）：3 回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・その他

オ 配慮事項

- ・隣接住宅、道路への越境に留意すること。

(3) 深谷市民の森

ア 対象面積 30,877 m²

イ 種類 市民の森（市有地及び民有地）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地や利用者への安全管理、生物多様性に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 3500 m²／回 1 回程度／年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木を随時、抑制範囲のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検（定期）：3 回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：植物調査
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する。

- ・その他

オ 配慮事項

- ・外周道路や住宅への倒竹、斜面崩壊がないように竹林管理をすること。
- ・隣接住宅・墓地に越境・支障のないよう留意すること。

(4) 舞岡緑地

ア 対象面積 3,722 m²

イ 種類 市有緑地（非公開型）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 970 m²/回 1 回程度/年
- ・つる性植物除去：約 60 m²/回 1 回程度/年
- ・排水設備清掃：側溝清掃 79m、集水桝清掃 1 か所 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木を随時、竹林内のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する。
- ・その他

オ 配慮事項：

- ・急傾斜地の草刈りでは高所作業に相当する安全管理をすること。
- ・隣接地への倒竹や樹林地へ竹の進出がないように留意すること。
- ・崩落跡の法面の状態に留意すること。

(5) 舞岡町緑地

ア 対象面積 7,025 m²

イ 種類 市有緑地（非公開型）

ウ 主な業務内容 （詳細は補足資料による）

- ・隣接地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 280 m²/回 1 回程度/年
- ・つる性植物除去：約 200 m²/回 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する。

- ・その他

オ 配慮事項

- ・柵の無い擁壁上の作業は特に安全に留意すること。
- ・隣接地に越境・支障のないよう留意すること。
- ・東側法面の状態に留意すること。

(6) 下倉田町緑地

ア 対象面積 13,703 m²

イ 種類 市有緑地（非公開型）

ウ 主な業務内容 （詳細は補足資料による）

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 250 m²/回 2回程度/年
- ・つる性植物除去：約 100 m²/回 1回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木を随時、竹林内のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検（定期）：3回程度/年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・その他

オ 配慮事項

- ・隣接住宅地に越境・支障のないよう留意すること。
- ・竹林が拡大しないように留意すること。

(7) 東俣野町緑地

ア 対象面積 14,800 m²

イ 種類 市有緑地（非公開型）

ウ 主な業務内容 （詳細は補足資料による）

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 780 m²/回 2回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木を随時、竹林内のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検（定期）：3回程度/年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・その他

オ 配慮事項

- ・隣接住宅地に越境・支障のないよう留意すること。

(8) 名瀬・上矢部市民の森

ア 対象面積 111,759 m²

イ 種類 市民の森（市有地および民有地）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地や利用者への安全管理
- ・良好な樹林地の育成と、散策路・広場の快適性の確保

エ 数量関係

- ・草刈：約 5,400 m²／回 2 回程度／年

日当たりのよい園路広場は 3 ～ 4 回／年

- ・剪定：園路上および住宅沿いの危険枝を随時
- ・伐採：危険木を随時、竹林内のタケノコは 4 月、竹は夏季
- ・巡視点検（定期）：3 回程度／年
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：植物調査
- ・法面調査：3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する。
- ・その他

オ 配慮事項

- ・隣接住宅地に越境・支障のないよう留意すること。
- ・園路広場の草刈は成長に合わせて必要な頻度で遅滞なく実施すること。

7 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、監督員と密な協議を行いながら進めてください。
- (2) 現地作業を行うにあたっては、案内文の配布や看板の設置等、作業内容を近隣住民や地元町内会等に丁寧に周知したうえで行ってください。
- (3) 本業務の対象地の施設管理者は『南部公園緑地事務所』です。
- (4) 本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署)等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
- (5) 設計図書（仕様書類、業務説明資料）、および受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議し、決定します。
- (6) 本業務の複数年契約は、最長で 3 年間とします。ただし、業務の進捗・評価により 2 年目、3 年目の契約を締結しない場合があります。
- (7) 本業務を進めるにあたって、安全性や樹林地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に 1 回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。
- (8) 提案内容は業務計画書に反映することを原則とし、提案の具体化等については監督員と協議の上調整してください。

8 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に基づき、履行期限までに納入して下さい。

- ・長期的視点(3年程度)でみた樹林地の育成計画案の資料
(動植物調査を実施した場合は、動植物管理計画を含んだ内容とする)
- ・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
- ・巡視点検報告書、法面調査報告書
- ・効果検証に関するとりまとめ
- ・研修等の記録
- ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出すべき資料
- ・その他監督員との協議により必要と求めたもの。

(2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。

(3) 成果品の納入先はみどり環境局南部公園緑地事務所とします。

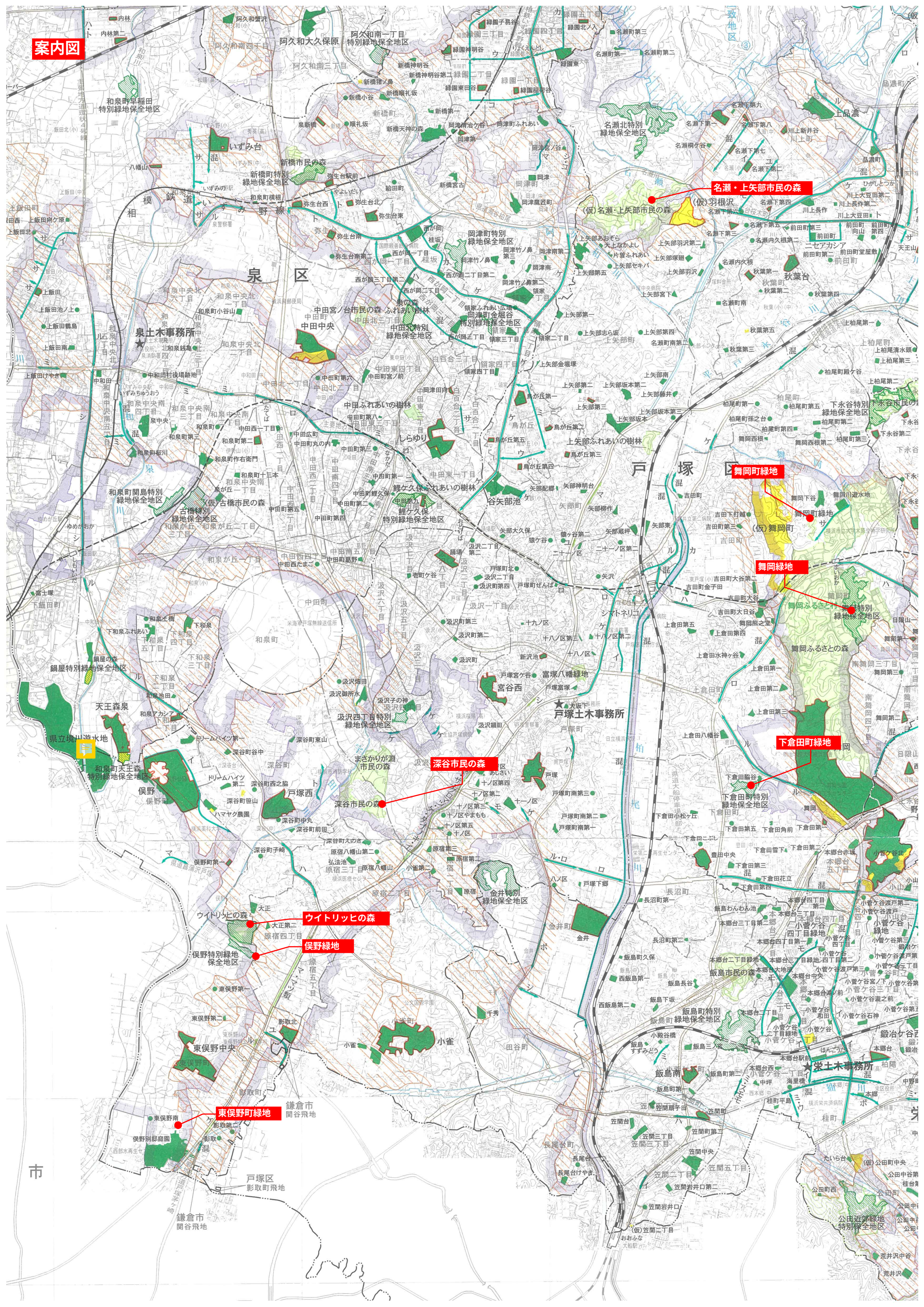
(4) 体裁・部数

- ・紙(ファイル綴じ) : 2 部
- ・電子データ(CD-RまたはDVD-R) : 2 部
- ・その他詳細は監督員との協議による。

戸塚区樹林地安全管理・育成業務委託 履行箇所一覧

箇所名	所在地	面積(m)	市民利用の有無	樹林地の特性	配慮事項
ウイトリッヒの森	俣野町17	31,907	あり	・市民の森（市有地） ・外周柵あり ・雑木林、杉林、竹林、広場等多様な環境	・保全管理計画あり ・エリアの特徴に合わせた良好な植生保全 ・外周道路の見通しや車両通行 ・竹林の拡大防止
俣野緑地	東俣野1732-7	1,375	なし	・非公開型樹林地（市有地） ・外周柵あり ・混交林	・保全管理計画なし ・隣接住宅、道路への越境
深谷市民の森	深谷町674-1	30,877	あり	・市民の森(市有地及び民有地) ・外周柵あり ・混交林、竹林、湿地 ・急傾斜地あり	・保全管理計画あり ・外周道路や住宅への倒竹斜面崩壊 ・竹林の拡大防止 ・隣接住宅・墓地への越境・支障
舞岡緑地	舞岡町2795-1	3,722	なし	・非公開型樹林地（市有地） ・外周柵あり ・混交林、竹林、先駆性樹木多い ・近年の崩落箇所あり	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・急傾斜地の草刈りでの安全管理 ・隣接地への倒竹や越境樹林地へ竹の進出防止 ・崩落跡の法面巡視
舞岡町緑地	舞岡町644-1	7,025	なし	・非公開型樹林地（市有地） ・外周柵あり ・混交林、ささやぶ	・保全管理計画なし ・柵の無い擁壁上の作業の安全確保 ・隣接地への越境・支障 ・東側法面の巡視
下倉田町緑地	下倉田町1225-7	13,703	なし	・非公開型樹林地（市有地） ・外周柵あり ・混交林、竹林	・保全管理計画なし ・隣接住宅地への越境・支障 ・竹林の拡大防止、抑制
東俣野町緑地	東俣野町143-1	14,800	なし	・非公開型樹林地（市有地） ・外周柵あり ・混交林、竹林	・保全管理計画なし ・隣接住宅地への越境・支障 ・竹林の拡大防止、抑制
名瀬・上矢部市民の森	上矢部町1024	111,759	あり	・市民の森(市有地及び民有地) ・外周柵あり ・道路・住宅・墓地に接している	・保全管理計画なし ・民有地使用許可が必要な箇所あり ・民有地、墓地沿いの危険木、越境枝に注意

案内図



名瀬・上矢部市民の森

舞岡町緑地

舞岡緑地

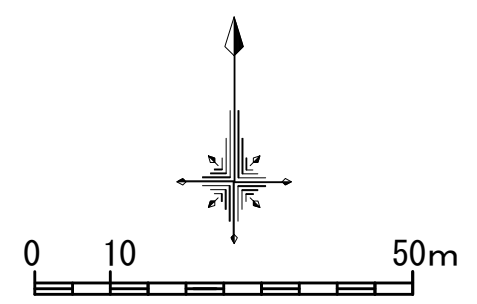
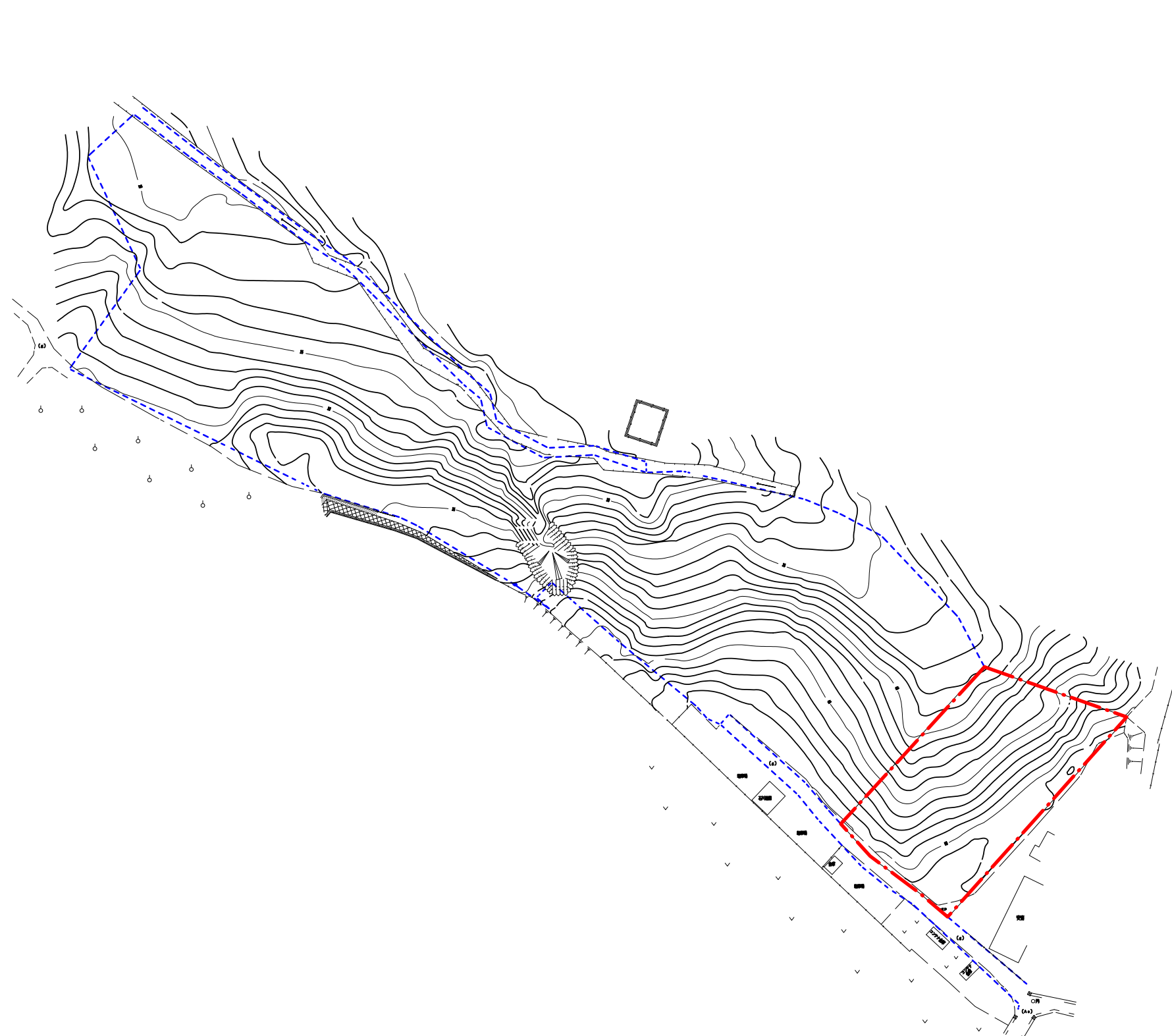
下倉田町緑地

深谷市民の森

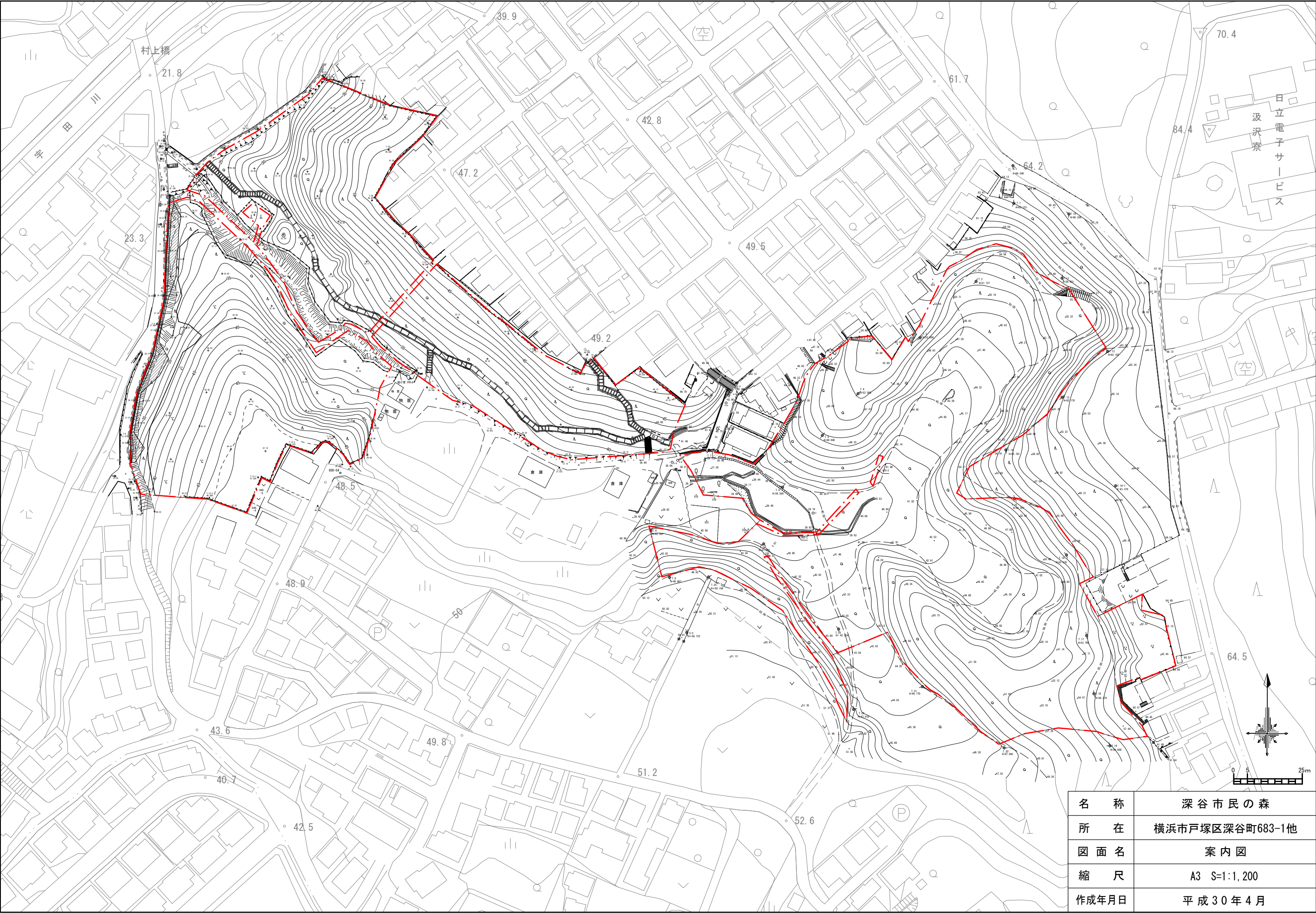
ウイトリッヒの森

俣野緑地

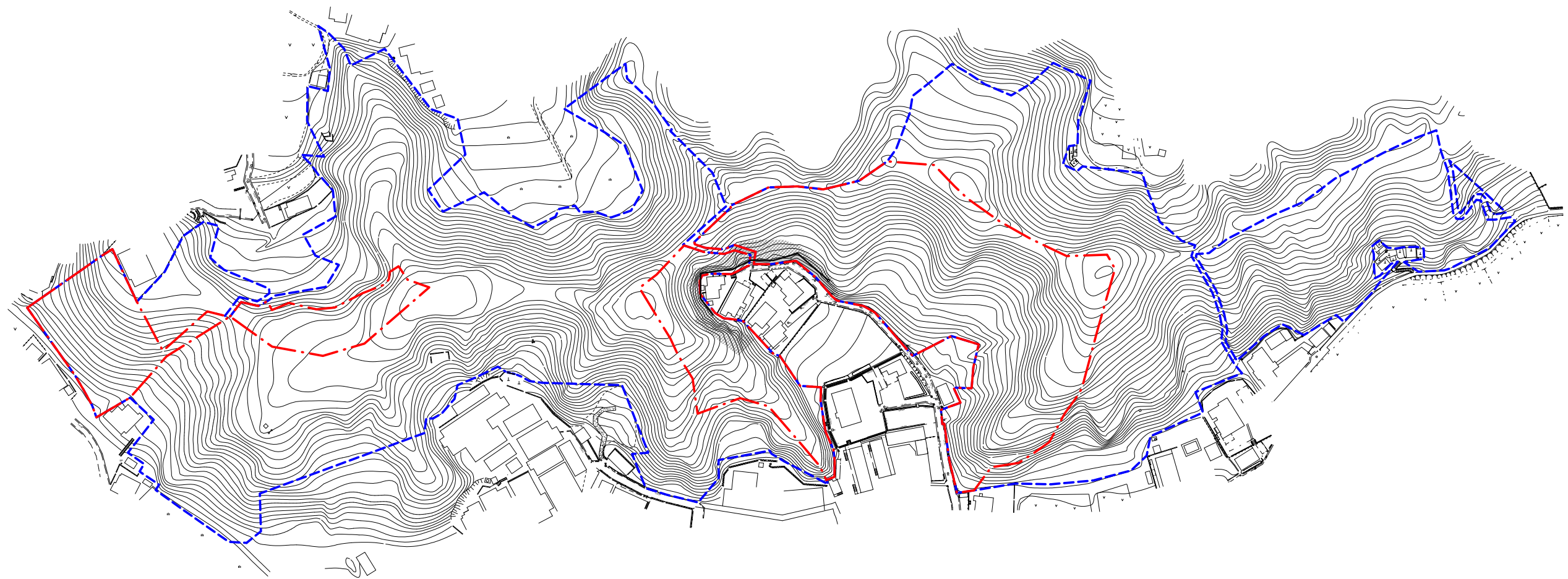
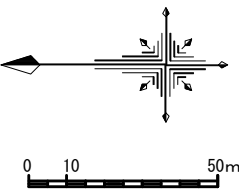
東俣野町緑地



樹林地名	俣野緑地(俣野特別緑地)
所在地	戸塚区東俣野町1732-1番地先
図面名	平面図
縮尺	A3 S=1:1,000
作成年月日	平成21年10月

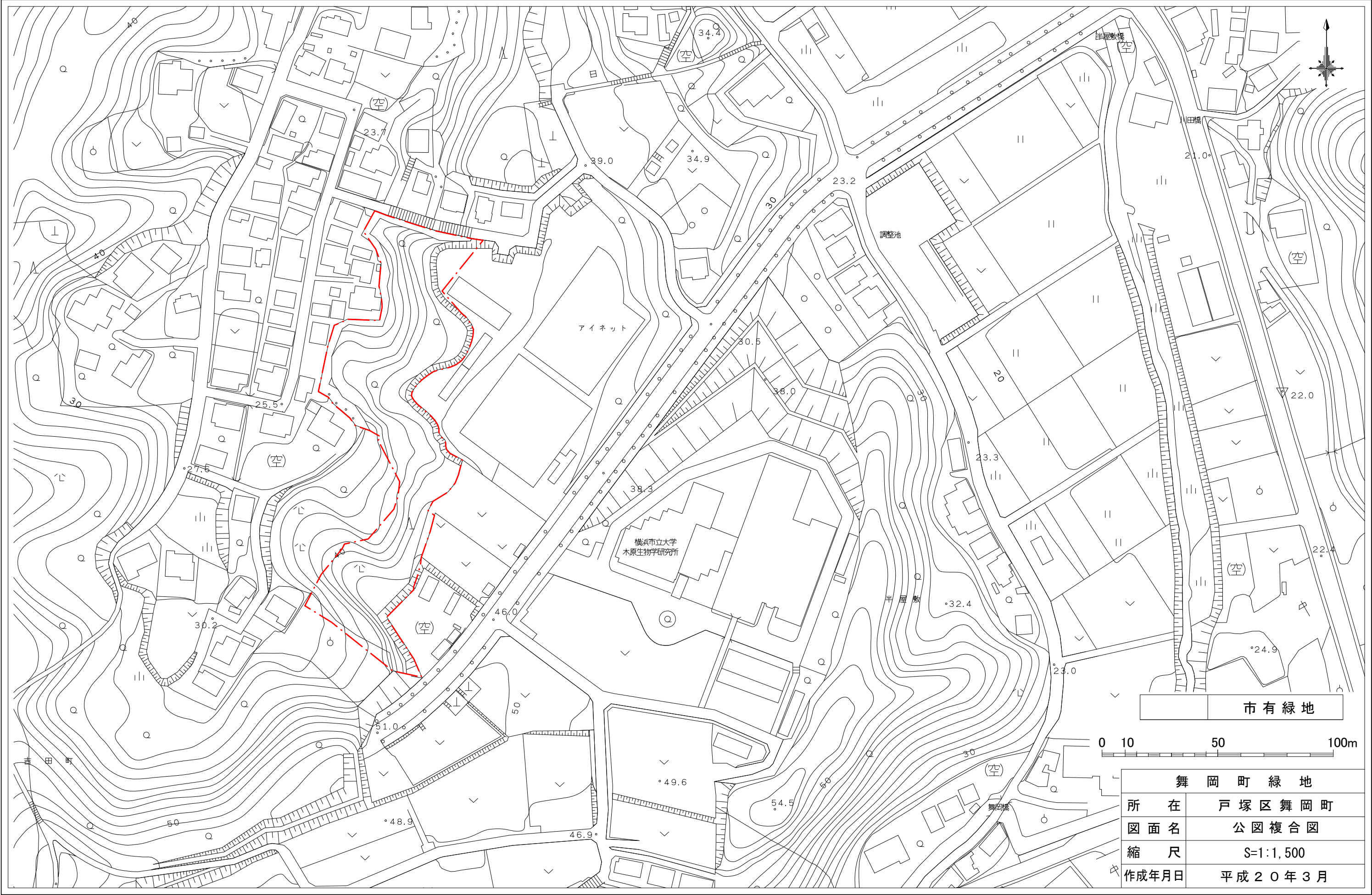


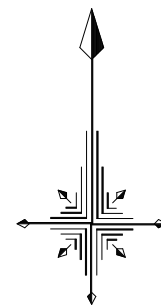
名 称	深谷市民の森
所 在	横浜市戸塚区深谷町683-1他
図 面 名	案内図
縮 尺	A3 S=1:1,200
作成年月日	平成30年4月



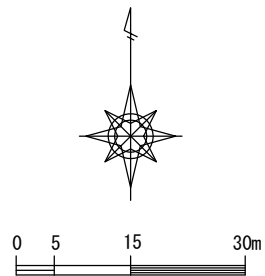
----- : 特別緑地保全地区
- . - : 市有緑地

樹林地名	舞岡緑地（舞岡特別緑地保全地区）
所 在 地	横浜市戸塚区舞岡町字稲荷谷2778番1 外
図 面 名	平 面 図
縮 尺	A3 S=1:2,000
作成年月日	平成31年4月





下倉田町緑地（=下倉田町特別緑地保全地区）	
所 在	戸塚区下倉田町1225番地
図 面 名	
縮 尺	S=1:1,000 (A3)
修正年月日	令和元年10月



----- 東俣野町緑地 (=東俣野町特別緑地保全地区)

本図面は既存測量図に測量後の工事内容を反映させ修正したものです。

緑地名	東俣野町緑地（東俣野町特別緑地保全地区）		
所在地	戸塚区東俣野町 1 3 5 番 1 ほか		
図面名		番号	
年月	令和3年7月	縮尺	1:700
横浜市環境創造局			

